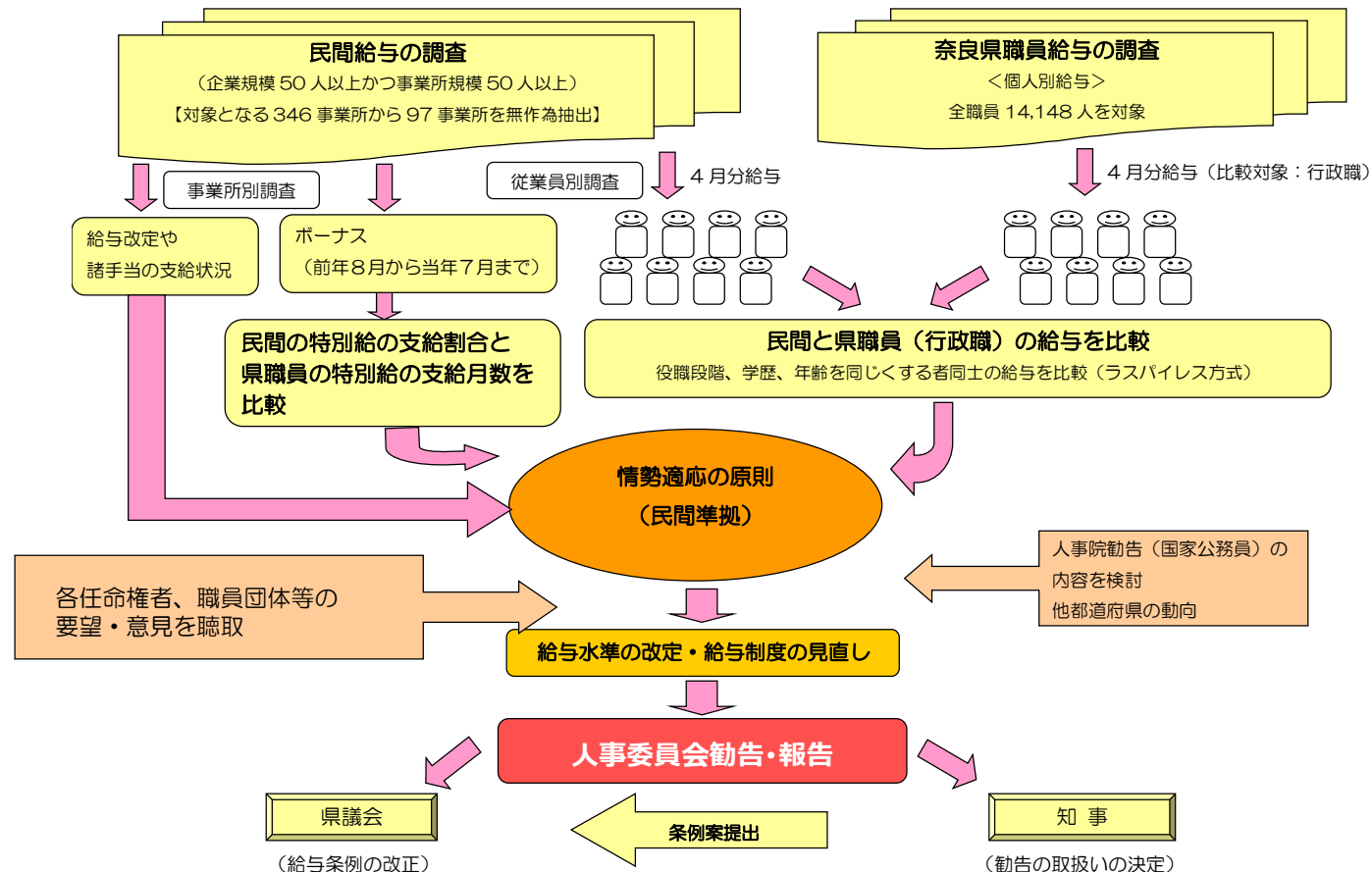


2 給与勧告の手順

奈良県人事委員会では、月例給については、奈良県職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに奈良県職員の特別給の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



※月例給及び特別給の公民比較の対象とする企業規模については、人事院と同様に50人以上から100人以上に見直しを実施しました。